

因尾村における農民経済の発展

—紙すきを中心にして—

権本讓司

はじめに

直接生産農民からの全剩余労働搾取を体制的基盤として誕生した幕藩体制は、元禄期以降の農業生産力の飛躍的發展⁽¹⁾とそれを巡つて展開される階級闘争の昂まりの中で変質を余儀なくされる。即ち、生産力上昇分を領主権力はもはや吸収しえず、農民經營内部に剩余が産み出される。⁽²⁾このことは年貢収納高にはつきり現われており、遅くとも一八世紀初頭以降年貢収納高は停滞ないし減退傾向に入ったとされる。⁽³⁾特に農業生産力の高い畿内ではその傾向は著しく、農民的剩余の一般的成立を梃子に農民の手による広範な商品生産が活発化していく。⁽⁴⁾

かかる状況下にあって、豊後の農村において農民経済がどのような展開を見せるのか、それが本稿の課題である。言い換れば、近世中期以降の生産力の上昇が農村内部に剩余を一般的に成立せしめるにまで高まっていったかを追求してみたい。勿論これに全面的に答えるには余りに問題が多岐に拡がりすぎるため、ここでは論点を次の三つに搾って考えていくたい。

即ち、第一に年貢納入の方法、特に代銀納についてみてみたい。年貢銀納が必ずしもストレートに農民的市場の成立に結びつきはしないにしても、農民が何らかの形で商品経済に関わっていることが明らかになると思うからである。更に代銀納が年貢担を軽くしていることを思えば、農民的剩余成立の一ステップとみることもできよう。

第一は、年貢銀納が行われたとすれば農民にとつてその貨幣を得るための手段は何だったのかという点である。ただこの場合それが農民的市場の成立を背景とした商品生産の形をとつていかでどうかが問題となろう。

第三は、農村構造はいかに変質したか、言うなれば商品生産の担い手としての「富農」層とそれに労働力を供給するところの貧農層が農民階級内部に階層として分出されたのかという問題である。

以下、佐伯藩領因尾村を例に近世後期における農民経済の発展を追つてみたい。^⑦

一、因尾村の概観

先ず本論にはいる前に、考察の対象となる因尾村について概観しておこう。因尾村は、現在の行政区域で言うと本庄村に属し、佐伯市から番匠川を上流に溯つた川沿いに拡げた地域である。因尾村とは、羽木・堂ノ間・上津川・山部・樅峯・井ノ上の六ヶ村の総称で大庄屋一人がおかれてゐる。寛文四年時の石高は一、一九六石七七三、その村位は表一のとおりである。^⑧こ

表1. 因尾村の村位

村名	村位
羽木	上ノ村
原	
宇曾河内	
堂ノ間	
虫月	中ノ村
ヶ月羽木	
上津川上	
井ノ上	
宇根原	下ノ村
吉野津留原	
小山部越	
腰江平内	
片樅峯	

佐藤満洋氏「佐伯藩の石盛」
(『大分県地方史70号』)
より作成

表 2. 因尾村の田畠状況（万延元年） 単位：石

	羽木	堂ノ間	上津川
田高	113.73899	133.78552	47.4884
畠高	121.18466	132.95729	55.04562
計	234.92365	266.74281	102.53402
	山 部	樺 峯	井 ノ 上
田高	99.20097	30.1446	25.38203
畠高	72.61739	12.4132	107.26489
計	171.81836	42.5578	132.64692

註 「万延元年申年中万割賦帳」より作成

れでみると番匠川沿いの平野部で村位が高く、山間部へいく程低位に位付けされていることが解る。

次に耕地の状況をみてみよう。田畠の状況が解るのは万延元年しかないのでこの年の状況を例にあげる。近世末期に限つて言えば因尾村は全体として畠が中心であり稻作主体の農業とは言えないようだ。ただ田畠比率が必ずしも村位と照応してない点を考慮すれば、田畠比率を生産力の指標とするることはできない。

以上村位および田畠比率を通じてみると、因尾村は全体として畠作の占める比重が高いものの生産性から大きく二つの地域に区別できる。即ち、平野部の羽木・堂ノ間・井ノ上は村位が高く生産性の高い地域、残りの山部・上津川・樺峯は山間部で生産性の低い地域、と色分けができるよう。

課 表 単位：石（年貢率のみ%）

子 年 新 地 高	毛 付 高	納米(匁米含)	諸 出 米	年 貢 率	
			(庄屋給等)	全 体	新地分
18.115	5.82		23.8595	39.1	32.1
3.5656	1.145				
—	—				
1.366	0.439				
4.9316	1.584		5.4365	50.6	32.1
3.0463	0.978				
—	—				
3.0463	0.978		6.0293	52.5	32.1
2.9231	0.939		3.2172	32.0	32.1
1.8325	0.588				
0.275	0.089				
0.131	0.042				
0.596	0.192				
2.8345	0.911		4.397	18.6	32.1
2.5931	0.833		1.614	21.1	32.1
1.7864	0.574		3.1655	28.8	32.1

表 3. 文化 14 年 年 貢 賦

村 名	毛付高	総納米	旧 高	
			毛付高	納米(口米含)
因尾村組	951.85029	371.8455	933.73529	342.166
羽木原宇曾河内			195.39265	100.049
			31.39098	12.391
			6.91933	1.292
羽木計	238.63456	120.7525	233.70296	113.732
堂ノ間虫月・宇根ヶ原小原・吉野津留月ヶ羽木			225.83854	122.088
			39.73764	11.876
			265.57618	133.964
堂ノ間計	268.62248	140.9713		
上津川	100.23709	32.0482	97.31399	27.892
山部腰越江平片内			124.39833	20.048
			15.95501	2.181
			6.4123	0.845
			24.176	4.019
山部計	173.77614	32.401	170.94164	27.093
樺峯	45.15075	9.523	42.55765	7.076
井ノ上	125.4293	36.1515	123.6429	32.412

- 注 1. 「文化14年子年御年貢并万出米目録控」より作成
 2. 各村の合計は必ずしも因尾村組の数値と一致しない
 3. 年貢率算出方法：「全体」は諸出米も含めた総納米／毛付高で計算し、「新地分」は諸出米は含まない納米／毛付高で算出した。

表 4 天保 10 年 の 年 貢 率

村 名	古 高	新 高
羽 木	56.2	37.5
原	44.7	—
宇 曾 河 内	24.3	—
堂 ノ 間	59.0	—
奥 高	35.3	—
上 津 川	34.1	37.5
山 部	21.8	37.5
腰 越	19.4	—
江 平	18.9	—
片 内	22.3	—
樫 峯	22.3	37.5
井 ノ 上	31.7	37.5

- 註) 1. 「御郡廻ニ付御廻状写諸事心得申付方万控帳」
 　(天保10年)より作成
 2. 年貢率算出には、諸出米(村入用)は含まれない。

表三は文化一四年の年貢賦課状況を表したものである。因尾村全体の年貢率(総納米÷毛付高)は、三九%であるがこれを村毎みると年貢率は上ノ村たる羽木・堂ノ間では高く、逆に山部・樫峯といった下ノ村では極端に低くなっている。これは何も文化一四年だけの特殊な例ではない。表四・五は天保一〇年・万延元年の年貢率だが、ここでも全く同様の傾向がみえる。元来村位別石盛は、土地生産性の違いによる耕地間格差を是正して均一な年貢負担を保障するために作られたことを考え

表 5. 万延元年の年貢率

単位: %

	羽木	堂ノ間	上津川	山 部	樺 峰	井ノ上
全 体	58.3	60.0	39.2	27.8	30.0	36.7
新 地 分	新高 嘉永7年 新高	38.3 16.4	38.3 16.3	38.2 16.3	38.2 ...	38.2 ...

- 注 1. 「万延元年申御年貢米并諸給米割賦帳」より作成
 2. 年貢率算定の方法は表3.と同様

れば、このような年貢率の格差は村位別石盛によっては把握できないまでに拡がった。生産力の不均等発展に対する領主側の対応の現われであった。⁽¹²⁾ この場合生産力格差には、単なる農地間格差のみでなく後述するように楮皮生産、紙すきなどの農業外生産をも含んでいる。

しかし文化一四年一万延元年の段階になると、各農村間の年貢率が固定化していること、新地分の年貢率が一定である点を考えるなら領主側がもはや生産力格差を把握できなくなつたことを示している。生産力の把握によって労働力の再生のための必要経費を農民に保障するという幕藩領主の最低線の義務すら放擲せざるをえなくなる。本百姓体制の維持という義務から自由になつた藩権力は、自らの収入を増すことだけを考えていく。年貢収奪の強化がそれである。宝暦一一年—文化一四年—天保一〇年一万延元年と年貢賦課率は高くなる。⁽¹³⁾ しかし年貢賦課の強化は必ずしも年貢収納高の増化となつて藩庫を潤すとは限らない。次に年貢納入の具体的在り方をみてみよう。

一 戊御年貢米并諸出米請取一通

井ノ上

一、 納米四拾三石五斗六升九合
 一、 米五升五合 惣庄屋給
 一、 米四斗弐升四合 人足給
 ハ 四拾四石四升八合

右納方

十月十一日

米八斗

式俵

内

四合

七斗九升六合

当納 欠米

十一月九日

米六石四斗

代大豆九石六斗

式拾四俵

米拾石

式拾五俵

紙方為替米

内

五斗

九石九斗五升

当納 欠米

十一月十八日

米式拾六石九斗式合

代銀三貫五百五拾壺匁六厘

合四拾四石壹斗弐合

内

五升四合 欠米

四拾四石四升八合 当納

右之通請取付処如件

戌十一月 小田部隆之丞 ㊞

浅田草平 ㊞

因尾村組

大庄屋高野唯八郎とのへ

同井ノ上

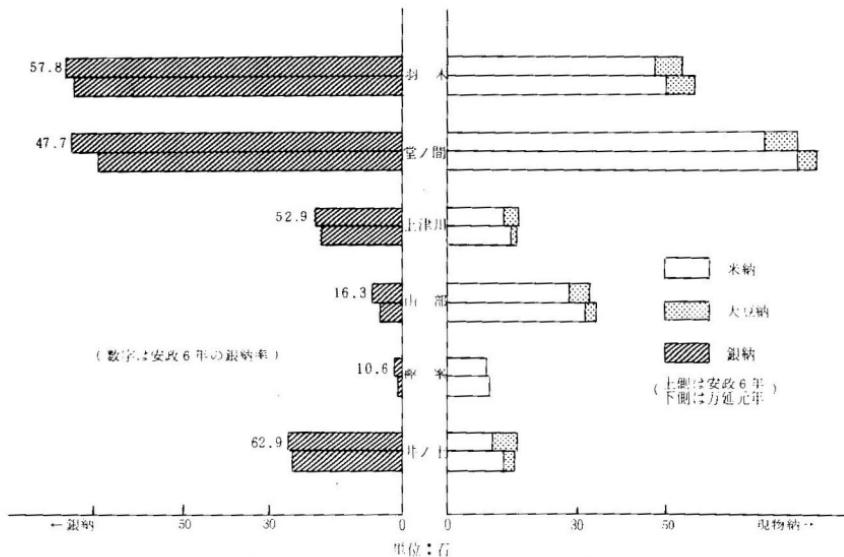
小庄屋市郎右衛門方

一

これは文久二年藩が因尾村大庄屋高野唯八郎と井ノ上村小庄屋市郎右衛門両名へ宛てた年貢の受け取りである。この年惣庄屋給・人足給を含め四四石余の年貢が課せられた井ノ上村では、その六〇%を越す二七石余を銀納している。又残りのうち大豆納を除いた一〇・八石が米納であるにすぎない。

図一は安政六年と翌万延元年の年貢納入方法を図示したものである。これによると文久二年の井ノ上ほどではないにしても銀納比率の高いことが知れる。特に羽木と井ノ上が著しい。加えて現物納にあがつてゐる大豆納も生産大豆を納入したものではないので、実質的には銀納に含めるべきかも知れない。そうすれば銀納比率は更に高くなる。

図 1. 安政 6 年、万延元年年貢納入方法



註 「安政6年未納年貢木上納底改帳」「万延元年申領年貢米并諸給米割賦帳」より作成

「大豆四拾五石武斗御割賦込

但大豆凶作ニ付、御歎申上付處、半納丈御用拾、半納正大豆相
納イ様、被仰付イ处、御上ニ御調之大豆御願申上、願之通
被仰付イ、尤直段壹升ニ付壹匁八分武厘五毛ニテ、壹俵ニ武升
口相加ヘイ様被仰付イ。

但武升口相加ヘイ處、壹升ニ付壹匁九分壹厘ニ當ル

半納分

一、大豆武拾武石六斗

内

五石四斗 羽木

代壹貫三拾四匁八分

五石八斗 堂ノ間

代壹貫百拾壹匁四分六厘

(後略)

—
⑭

この年大豆は不作で年貢として上納できる程の生産もあがらなかつたにも拘らず、藩当局は大豆納分を半額免除しただけで残高は銀納するように命じている。藩権力による我武者らな年貢徵収の有様が窺えるではないか。生産力を把握できなくなつた領主権力

は無定見な年貢増徵策に走るだけである。それが農業生産の実態から乖離していただけに勢い銀納に頼らざるを得ない。しかもその実体は、現銀が藩庫に納められるのではなく、年貢繰り延べの形をとるのである。

「御藏上納辻」
(羽木)

百三拾壱石壱斗三升七合

(中略)

納合五拾八石三斗武升六合

残而七拾武石八斗壱升壱合

代拾武貫三百五拾八匁五分武厘

(中略)

合拾武貫五百五拾武匁八分

内

九貫五百九拾目

御拝借入

式貫目

御紙座 当用銀入

(後略)

」
⑯

と、
羽木村では銀納分一二貫余のうち九貫以上を「拝借銀」で晦っている。この状況は他村も同様で、以下「拝借銀」高を記す

堂ノ間 九貫八三〇匁 (一貫八四〇匁余)

上津川 三貫一八〇匁 (三貫四五五匁余)

山部 一貫七〇〇匁 (一貫二四〇匁余)

樺峯 五〇〇匁（一一一匁余）

井ノ上 五貫七七〇匁（五貫一四三匁余）

() は銀納高計

のようになる。このうち山部・樺峯といった田方比重が重く稻作依存度が圧倒的に高いと思われる地域で「拝借銀」高が極端に低くなっているのが注目される。この「拝借銀」については、幸いその内容を詳らかにできる史料が残っているのでそれを次に掲げる。

「 奉願口上書

一、御銀三拾壹貫六百七拾目

因尾村組

右之内

九貫五百九十目

羽木

内

六貫七百九十目紙漉

式貫八百目 権作

九貫八百三拾目

内

四貫五百四拾目紙漉

五貫式百九拾目楮作

三貫式百八拾目

上津川

内

三百五拾目 紙漉

武貫九百三拾目 楠作

壹貫七百目

楠作

五百目

楠作

五貫七百七十目

山部
櫻峯
井ノ上

内

五貫式十目

紙漉

七百五拾目

楠作

右者、当村組紙漉楮作共、當時甚指支難渉仕申付ニ付、當暮紙代銀楮代銀之内、前拝借書面之通、被仰付付様、奉願上付、尤返上銀之義者、紙漉之代銀楮代銀を以、返上可仕上付、右願之通、被為仰付被下付ハヽ、難有仕合可奉存付、依為後日、證文如件

万延元申年十月

役人中不残」⁽¹⁶⁾

ここで出てくる「拝借銀」とは、凶作・飢饉などに際して因窮者に藩から貸与される拝借銀（米）とは性格を全く異にしている。型はどうあれ、「拝借銀」の実質は楮皮代銀や紙漉代銀が農民の手元にはいるまでの年貢繰り延べであり、因尾村の農民経済がい

かに製紙業に深く関わっていたかを示す証左と云ふよう。年貢に楮作・紙漉によって得られた銀をもつて充てる例は次の史料にも見られる。

〔1〕 覚

辰御年貢古新口米共

一、米三百三拾石四升五合

因尾村

内

九拾三石八斗四升八合

十一月十七日迄上納仕付

八拾弐石程

現米大豆ニ而上納可仕付

百拾石程

楮紙壳立上納可仕付心當(テカ)

三拾三石八斗五升七合

此分役人共別段之吟味ヲ以上納可仕付

残而式拾石此分年内手当無御座付以他借上納可仕付

右者内證吟味付處書面之通御座付以上

明和九年辰年十一月廿日 大庄屋中

進 上

惣役人中」(17)

〔2〕（前略）……別而因尾村中野村杯ハ、是迄右紙漉御料ヲ以、年々御年貢過半ハ、致上納儀、偏ニ御蔭故之事ニ付……

（後略）」(18)

（いづれも傍点筆者）

〔1〕によれば明和九年度階の銀納高は三分の一程度で、安政期に比べまだ低水準だが、ここでも銀納には楮紙の売上銀をもつて充てていることに注意したい。紙すきは佐伯藩全体としても重要な特産品であったが、特に因尾村はその中心地の一つであつたことは〔2〕からも知える。この時期（文政元年）因尾村においては、多少の誇張はあるにせよ、年貢納入高の半分は製紙業

が産み出していたと言えよう。

このように製紙業は因尾村の農民経済の中で大きなウェートを占めるようになるが、次にこの製紙業について節を改めて考察を進めていこう。

三、因尾村の製紙業

前にも引用した文政元年の「被仰渡書」に紙すきの歴史に関する簡単な記述があるので、先ずそれからみよう。

「(前略)……前条紙之儀ハ、往古元禄十年九月廿七日其頃迄ハ、少々宛手楮を作り、作間ニ漉立レバ者も有之レバ処、自力ニ而行届兼レバ付、右百姓相願、上カ段々御世話被成下、……(中略)……同十四年、同十五年与相成、追々と仕何せ茂附レバニ付、御運上銀少々宛御增被召上レバ処、翌十六年年柄悪鋪、難波之趣ニ付、為御救と右運上御用捨被成下、夫カ宝永三年十二月廿一日紙漉共申談、堅田庄村屋与一兵衛と申者并内町丁人金右衛門と申もの兩人江、紙座請相願運上指上、翌亥カ卯年迄十五ヶ年之間、相続致レバ処、兩人之もの共手元薄く、紙漉共仕込方行届兼レバニ付、上方又々御世話被成下、御買取被為仰付被下様相願レバ処、正徳二辰年始ニ御紙座被成御建、厚く御世話被成下、御蔭ヲ以銘之渡世カ而、亨保八卯年七月御書付を以、尚又紙漉村々役人共江、夫々急度及御沙汰、其節請書證文指上レバ事ニレバ……(中略)……同十三申年町方へ紙座受之儀、相願御慈悲之上、又々町家受ニ被仰付レバ処、最初者紙漉共勝手宣敷儀と而已、相心得レバ得共、詰る所弁利悪鋪故、同十七子年上御買取之儀歎出、其砌御書付レバ以、又我々所迄御吟味之上、紙座御立被成下レバ、……(中略)……寛正三亥年、四枚新半紙弁利宣敷趣ニ付、中国筋カ右漉方巧者之者、態々被召寄、以御蔭銘々漉覺レバ……(後略)」

引用が長くなつたが、これは次の四つの時期にまとめることができる。

第一期(元禄一〇年以前)少しづつ楮を植え育て農閑期にそれを紙に漉き立てていた農民が何人かいた程度。

第二期(元禄一〇~宝永三)藩権力による上からの紙すき育成策が始まり、運上銀を取り立てるようになる。

第三期（宝永三→享保一七）町家受の時代。堅田村庄屋与一兵衛と内町町人金石衛門の二人が、紙販売のための紙座をつくり藩側もそれに保護を加える。その間一時期（正徳二→享保一三）藩直営に移管するが、再び町家受へ。

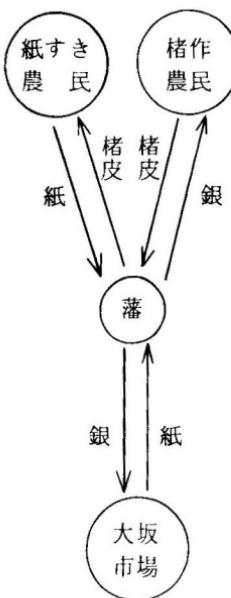
第四期（享保一七年以降）藩直営による専売制の時代。

第一期・第二期は、農村内部に自然発生的に生まれてきた紙すきが、未だ農間余業の域を脱しておらず、製品も村内消費の残りを藩に上納していた程度であったと思われる。

第三期にはいると、紙すき農民が連合し、共同販売機構としての紙座を設け、販売のための生産を開始する。これが「町家受」である。しかしこの「町家受」はすぐに行き詰りを見せ、第四期の藩専売制へ移行していく。その原因は次の二つに求められる。第一に考えられるのは、領主権力による上からの統制である。江戸と佐伯での二重生活、なかんずく江戸での生活は大量消費生活と呼ばれるべきものでありそれを支えるには多額の貨幣収入が必要となる。ここにおいて米を上廻る商品性を持ちうる紙に対する欲求は自ずと強いものとならざるを得ない。これと並んで考えられるのは、「町家受」を巡る環境の未成熟である。資本の蓄積が充分でないためすぐに「手元簿く」なり、仕入れが思うにまかせない状態では、行き詰まりは時間の問題である。こうして紙すきは藩の支配下に組み込まれてしまう。

第四期の紙すき生産を簡単な図で示すと次のようになる。各村で生産された楮皮は、藩当局の手に一担買い上げられ、紙すき

図2 紙専売のしくみ



人に無償で下げ渡される⁽²⁰⁾。藩は製品化された紙を上納させ紙座を通じ大坂の中央市場で一手に販売する。藩は楮作の段階から生産に直接介入することにより生産コストを最小に押さえ、加えて排他的な領主市場で製品を高く販売する。かかる体制を維持してこそ初めて藩は専売制から莫大な利益をあげることができる。専売制を支えるこの二つの前提条件——低い生産コストと高い販売価格——は、一八世紀の後半から搖らぎ始める。第一の条件について言えば、全国的な農民的市場の成立は農民の手による直接販売の道を拓くことになる。ここに至り領主権力にとつて楮皮もしくは紙の抜け売りが最も切実な問題とならざるを得ない。藩当局の対応ぶりをみてみよう。

「 覚

一、此間、地方より御廻状以被仰付ハ、楮皮売買之義、古來之通高直賣不致ハ様被仰ハ……（後略）

（十一月廿三日）」⁽²²⁾

「 覚

一、上楮
貳匁貳分

一、中楮
貳匁壹分

一、下楮
壹匁九分

右年内売買書面之通一、他村売り皆々無用

一、紙漉春すきの分、仕込たけハ年内随分買取ハ様、可申付ハ

一、楮売り之儀ハ、組中紙すきニ隨分売渡可申ハ、紙漉買取跡ハ、中買ニ可売ハ

一、他村字り差留ハニ付……（後略）

一、百姓直他所売り、兼而無用ニ被仰付ハ……（後略）

（十二月十二日）」⁽²³⁾
(いすれも傍点筆者)

この時期既に、図二でみたような藩当局が楮皮を独占的に買い入れて紙書き人に下げ渡すといった形態は崩れ、農民自身の手による楮皮の売買が一般化する。即ち、楮皮は農民的商品として立ち現われる。農民的商品生産の第一歩がここに印される。その結果楮皮は高騰し始める。安い紙を生産するために、原料たる楮皮の高値は藩として絶対に避けねばならない。その対策として藩は、

第一に、楮皮の公定価格の実施²⁴⁾

第二に、他村売りの禁止

第三に、楮皮の年内完全消費（楮皮が投機の対象となるのを防ぐため）

第四に、紙書き生産者への直接販売

の四つの政策を実施する。しかし逆説的に言えば、かかる布告を改めて出すこと自体それが守られていない証拠ともなる。

更に、販売の面でも以前のような高値は維持できなくなっていく。

「紙善惡之義ハ、上中下見分買取付得共、壹帖四拾枚ニ、古來右御極付處、當時ニ而、枚数不足致、或ハ三拾八枚、或ハ三拾五六七枚つゝも多有之、御紙取ニ而、壹帖つゝ枚数相改付ハハ、殊之外日間取り、十束出紙、壹人テ漸く一日ニ而買取り付様相成ケ、右申付付通、紙善惡見分付間、壹帖四拾枚切之義ハ、急度相改付様、夫々紙漉老若男女ニ、申付付様……（後略）」²⁵⁾

生産の増大→農民的市場の形式は、藩買い上げ紙の質の低下をもたらす。紙質の低下は当然のことながら販売価格を押し下げる。かかる状況の中で藩が紙座役人に命じて紙質の維持に躍起となっている有様が目に浮かぶようだ。これに追打ちを掛けたのが、大坂を頂点とする領主的全国市場の崩壊であった。

「（前略）……右御物乍御不本意大坂御藏元へハ不指向近國其外上方筋へ御払ニ相成……（後略）」²⁶⁾

農民的市場の勃興は相対的に大坂の地位を引き下げ、大都市特権商人に依拠する領主の市場は崩れ始める。ここにおいて藩直営の専売制は行き詰まりの様相を呈する。紙すき生産は藩専売制の枠を越え農民的商品生産の道を歩み始める。藩にとって行き詰まりを開拓し、収入を確保するためには、前貸支配の強化によって農民的商品生産を抑え藩専売を維持する道しか残されていなかった。同時に、紙すき農民を増やし紙の増産を図っていく。⁽²⁷⁾ 万延元年における「押借銀」の多いさんは、その現実的結果に外ならない。「押借銀」以前貸支配の維持は、農民経営内部における剩余の成立が充分でなく農民的商品生産の展開が一定の限界内に止っていたことを意味しよう。

四、因尾村の農村構造

農村構造、特に農民層分解を調べるにあたっては所持石高による階層表を用いるのが一般的である。ここでも先ず、所持石高の判明する文化一三年に例をとつて所持石高別階層表を用いてみよう。

山 部	樺峯	井ノ上
1 (1.6)	—(—)	—(—)
4 (6.6)	1 (7.7)	1 (2.3)
5 (8.2)	—(—)	4 (9.1)
14 (23.0)	9 (69.2)	12 (27.3)
17 (27.8)	1 (7.7)	14 (31.8)
16 (26.2)	1 (7.7)	11 (25.0)
4 (6.6)	1 (7.7)	2 (4.5)

(次ページより続く)

全体を概観して第一に気づくのは、一一四石の零細自作農民層を作つてみよう。

頭に山部・樺峯・井ノ上の各村はいずれも五〇%を越えている。このことは零細自作農民層の経営が比較的安定していることを示している。更に、先の四ヶ村に比べ土地生産性の高いと思われる堂ノ間では五一〇石の中農層の比率が高いことを考え併せば、この時期農民層分解の進行はかなり鈍いと言わざるを得ない。即ち、中農層の分解によつて一部富農層への上昇と大多数の無高層への転落という畿内型農民層分解の図式は、ここではそのままストレートに充てはめることはできない。しかし注意しなければならない点は、銀納比率が高く製紙業が最も盛んである

表5 所持石高別階層表 ()は百分比

階層	羽木	堂ノ間	上津川
10石以上	※ 1 (1.4)	※ 1 (1.5)	1 (2.9)
5~10石	12 (16.2)	17 (25.4)	— (—)
4~5石	9 (18.9)	15 (22.4)	2 (5.9)
3~4石	14 (18.9)	11 (16.4)	8 (23.5)
2~3石	12 (16.2)	12 (17.9)	19 (56.0)
1~2石	14 (18.9)	7 (10.4)	1 (2.9)
1石未満	12 (16.2)	4 (6.0)	3 (8.8)

※ 10石以上層のうち羽木・堂ノ間の1人は同一人である。

出 「文化14年子年御年貢并万出来目録控」より作成

つた羽木村において、階層分化が激しく二石未満の所持石高のみではとても生計のたてられない階層が三分の一以上を占めることである。彼らは言うまでもなく紙書き中心の經營を行っており稻作はかえって副業的な存在に化してしまっていたと断言しても誤りはないであろう。このことは地主——小作関係がみられない点からも証明できる筈である。

即ち、文化一三年に限るなら所持農地を小作にまわせる程の土地所有者は所持石高三〇石余の大庄屋高野孫治郎ただ一人であつてとても地主——小作関係の展開を認めるとはできない。因みに時期はかなり下つて万延元年の例だが、高野家の耕地利用状況を概観してみよう。

（前略）

内
貳拾五石八升三合六勺六才

大庄屋持高

拾五石七斗三升九合貳勺四才

同人作高

貳石四斗五升七合七勺壹才

覚右衛門二入

貳石五升壹合三勺八才

直藏二入

貳石八升九合

九兵衛二入

九斗

壹石八斗四升五合三勺三才

平八二入

さつ二入

(中略)

内

四石八斗六升三合三勺四才

大庄屋作高

(中略)

内

五升四合

大庄屋作高」³⁰

高野家は持高三〇石余のうち三分の二の二〇石余を手作し、残り一〇石足らずを小作に出しているにすぎない。これを文化一三年に引き写して考えれば、地主——小作関係は極く一部の例外的現象とみなすことが可能であろう。

では高野家の經營を商品生産の担い手としての富農經營と考えることができるであろうか。二〇石全の手作地を酒造業を営みながら家族労働力だけで耕作していたとは考えられず、そこには雇傭労働力の存在を認めないわけにはいかない。ただ雇傭労働力の存在から短絡的に高野家を「富農」と規定するには無理があろう。大庄屋として藩の農民支配機構の末端に組み込まれていたこと、酒屋株という藩権力に裏付けられた酒造業を営んでいたことを考えれば、藩専売制の擁護者としての立場が強かつたと思われる。だからこそ文化九年の百姓一揆のさい第一の攻撃目標にされたのである。『佐伯市史』によれば一揆の経過は次のようだ。

この年正月一一日夜因尾村を始め七ヶ村の百姓約四千人は、因尾村より起ち、赤木村の御炭山手代御手洗新助、林介兩人宅を壊し、それより因尾村御紙場所役人野々下勘蔵、同村大庄屋宅を破却し、横川村に出て、一二日朝御紙場御場所、中賈利八、造酒屋紋藏の三箇所をこわす。これに対するに藩当局は家老戸倉織部までを出動させ要求の一部を認める上でやっと収終することができた。

この一揆で注目したいのは、襲撃の対象となつたのが専ら炭、紙といった専売品関係の村内における統制機関ならびに酒造家、中買などの藩権力と一体化した商業資本に向けられていたことである。このことは成立頭初には農民の生産を保障するものとしての役割を果していった専売制が、もはや生産力の上昇にとって桎梏以外の何物でもなくなつたことを意味している。言わば、この一揆は全国的な農民的商品生産の発展という状況下で、製紙業を中心とした生産力の上昇を梃子に藩専売制の打破
→ 農民的商品生産の保障を目指した闘いだったと位置付けることができよう。

おわりに

近世後期農村における経済的発展を因尾村という限られた地域で跡付けてみたいと思って出発した本稿が、果してその目的をどれだけ叶えられたか大いに疑問なしとはしないが、最後にこれまで知りえたことを極くかいづまんとめておこう。

製紙業という特殊性を抜きにして考えるわけにはいかないが、佐伯藩の山間部の農村にまで新しい時代の波が確実に押し寄せていることは蔽うべくもない事実である。本百姓体制→自給自足体制と都市における大量消費生活という二律背反的な構造的矛盾を孕んだ幕藩体制の中で、農民経済は生産力の上昇を武器に着実に前進し、幕藩体制を内部から突き崩す力を着けていく。幕藩体制の構造的矛盾の特効薬として登場した専売制も生産力上昇にとって桎梏となつた時点でその歴史的役割は終わる。一定の譲歩を示し乍らも専売体制の大枠の中に農民的商品生産を押し込めるにより幕藩体制を維持しようとする藩権力と専売制を打破することで農民経済の発展を目指す農民階級との闘いは、文化九年の一揆となつて爆発したあとも形を変えながらも激しさを加えていたものと思われる。

しかしかかる農民的商品生産の一定の前進か、農村内部において階層分化を促し乍らも幾内農村のごとき富農経営の成立という形をとることなく、藩の前貸支配体制の枠内に閉じ込められた原因が何であったのか、それは今後の検討課題としたい。

(注)

- ① 農業生産力について言えば、灌漑工事、新田開発は一七世紀後半に最も多く、千齒こき、千石どおしと言った農器具の発明も元禄期に

集中している。更に生産力上昇に決定的役割を果した金肥の導入もこの時期を画期としている。（児玉幸多氏他編『近世史ハンドブック』）

- ② この時期の百姓一揆の主な原因是、生産力上昇分に対する領主側の検地貢租体制の強化にあった。（脇田修氏「元禄期の農村」・『岩波講座日本歴史』近世三所収）
- ③ 脇田氏、前掲論文

- ④ ⑤ 山崎隆三氏「江戸後期における農民経済の発展と農民層分解」（『岩波講座日本歴史』近世四所収）

- ⑥ 一般的に言つて重い年貢負担は現納を多くし、軽い負担は代銀納を多くしており、事実代銀納は農民の強い要求であった。（古島敏雄氏「商品流通の発展と領主経済」・『岩波講座日本歴史』近世四所収）

- ⑦ 本稿で利用する史料は、以下全て県立大分図書館蔵の因尾村文書である。

- ⑧ 各村にはそれぞれ奥村が付いている。即ち羽木には原・宇曾河内、堂ノ間には虫月・宇根ヶ原・吉野津留・月ヶ羽木・小原、山部には腰越・江平・片内である。

- ⑨ 佐藤満洋氏「佐伯藩の石盛について」（『大分県地方史』第七〇号所収）

- ⑩ 下ノ村に位付けられている山部・樅峯で田方比率が高い。

- ⑪ 佐藤氏・前掲論文

- ⑫ このような年貢賦課の方法は森藩でも見られる。（野口喜久雄氏「森藩の年貢」・『大分県地方史』第七一号所収）

- ⑬ 各年の年貢賦課状況は次のようになる。特に、文化一四一天保一〇の年貢賦課率の増加が著しい。（宝曆一一、明和九は「御用向覧帳」、文化一四、天保一〇、万延元はそれぞれ表三、四、五と同様）

	藏入高
宝暦11	327石余
明和9	330石余
文化14	347石余
天保10	398石余
下延元	416石余

(14) 「万延元年申御年貢米并諸給米割賦帳」

(15) 「万延元年御用向控帳」

(16) 「明和九年辰年御用向覚帳」

(17) 「被仰渡書」

(18) 「佐伯市史」

(19) (20) 「佐伯市史」

(21) 「天明六年御用向扣帳」

(22) (23) 「天明六年御用向扣帳」

(24) 脇田氏によれば、元禄期において既に幾内農村を中心とする商品生産の発展は、農民的市場の成立をつながしたとされる。(脇田氏、前揚論文)

(25) 「天明六年御用向扣帳」

(26) 「被仰渡書」(文政元年)

(27) 新たに紙すきを始めたいと思う農民に対して紙漉道具購入のための資金も藩は貸出している。

「奉願口上書」

因尾村組羽木百姓

覚右衛門

一、御銀百目

同

右者、当秋より紙漉上納仕度段奉願上り、然者、紙漉道具為仕込、書面之御銀押借仕度奉願上り、尤御返上之儀者、來西暮より三ヶ年賦、急度上納可仕上り、右願之通、被仰付被下りハ、難有仕合可奉存り、依奉願上り處、如件

万延元申年四月十一日

因尾村組大庄屋

上

高野唯八郎
羽木兩請人

(「万延六年御用向控帳」)

② 楠作、紙すきに対する前貸高の判明するものを列記すると次のようになる。

(1) (明和九年) 紙すき人に對し、羽木九五五匁、井上二四五匁の押借銀を楠元仕込として与えている。(「御用向覚帳」)

(2) (文政一三年) 楠作農民に対し、羽木二貫三四〇目、堂ノ間一貫七〇目、上津川八六〇目、山部一貫二六〇目、櫻峯一三〇目、井上一貫四五〇目、紙すき人に對し羽木三貫九八〇目、堂ノ間一貫七五〇目、上津川三〇〇目、井上二貫三三〇目の押借銀を与えている。
(「御用向控帳」)

なお、万延元年の場合は先に本文でみた通りであり、年貢率の増加に即応して「押借銀」高も増加しているのが注目される。

「押借銀」の判明する明和九年、文政一三年、万延元年とも紙すきに対する前貸高は羽木本村が最も多い。(楠作農民に対する前貸高をも含めても、万延元年に堂ノ間に僅かに及ばないものの高水準である。)

③ 「万延元年申御年貢米升諸給米割賦帳」

④ 万延元年の高野家の所持高は文化一三年とほとんど同じ三〇石余で変化は全くみられない。これからみて文化一三年の耕地利用状況も万延元年と大差ないと考えてよからう。

⑤ 『佐伯市史』